

2021年度 東京工業大学基金奨学金 「大隅良典記念奨学金 -ファーストジェネレーション枠-」 募集要項

【大隅良典記念奨学金設立の経緯】

東京工業大学は130年以上にわたり、卓越した研究成果を創出し、優秀な理工系人材を輩出してまいりました。

2016年に大隅良典栄誉教授が「オートファジーの仕組みの解明」によりノーベル生理学・医学賞を受賞したことは誠に喜ばしいことであり、自然科学現象の解明に真摯に取り組む基礎研究の重要性を改めて認識する契機となりました。

大隅栄誉教授は、ノーベル賞受賞記念講演において、「科学を何かに役立てるためのものではなく、文化としてとらえ、育てくれる社会になってほしい」と訴えました。また、他の機会には、日本の大学の基礎体力が非常に低下していることを心配し、若い人がチャレンジングな課題に取り組める環境整備や次世代を担う研究者の育成支援について要望しています。

大隅栄誉教授からの多額の寄附を原資として、将来の日本を支える優秀な人材を育成するため、経済的支援が必要な学生が本学で学ぶための修学支援、並びに長期的な視点が必要な基礎研究分野における若手研究者支援の推進など、研究分野の裾野の拡大を目的として、東京工業大学基金の中に「大隅良典記念基金」が設置され、「学生に対する修学支援」事業として、優秀な学生に対して学資金を支給することにより、将来の我が国を支える優れた人材を全国から集め、育成することを目的とした「大隅良典記念奨学金」を設立することとしました。

なお、地方出身者を対象としていた従来の募集枠（以下「地方出身者枠」という）に加え、2020年度より親が4年制大学を卒業していない学生向けに新たに『ファーストジェネレーション枠』を設けました。これにより更に幅広い学生への支援を行います。

1. 奨学金の目的

学業優秀な者に対し経済的援助を行うことにより、将来リーダーとして国際的に活躍できる人材の養成に資することを目的とする。

2. ファーストジェネレーション枠の応募資格

- (1) 2021年4月に学士課程に入学を希望する者。学院は問わない。
- (2) 学業成績が特に優秀(高等学校等の第1年次から申込時までの全履修科目の評定平均値が4.3以上相当)で、更に学業の発展向上が期待できる者。
- (3) 親が4年制の大学を卒業していない者。
(両親のいずれかが4年制の大学を卒業している場合は不可。母子父子家庭の場合は扶養している親のみの学歴による。)
- (4) 本人が属する世帯の税込年収の合計が給与所得の場合支払金額が800万円未満の者、給与所得外の場合所得金額が337万円未満の者。
- (5) 日本国籍である者及び永住者等の在留資格を持つ者。

3. 採用予定人数

地方出身者枠・ファーストジェネレーション枠あわせて20名程度

4. 奨学金の額

月額 5万円

5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、原則として学士課程の標準修業年限以内とする。ただし、学士課程卒業後引き続き本学修士課程に入学し、資格を満たす場合は、申請に基づき、修士課程の標準修業年限以内で支給を継続する。

なお、早期卒業及び短縮修了する場合は、その期間とする。

また、廃止の事由に該当する場合は、この限りではない。

6. 出願の手続き

奨学生に応募するものは、以下①～⑤の書類を応募締切日までに、直接本学に提出しなければならない。(高等学校を経由せず、出願者から本学に簡易書留で郵送してください。)

- ① 大隅良典記念奨学金申請書(様式1-1、1-2)
- ② 大隅良典記念奨学金申請書(高校生活状況等)(様式2)
- ③ 調査書(高等学校にて発行のもの)
- ④ 市区町村発行の課税証明書(非課税証明書)(父母、最新のもの) 原本
- ⑤ 収入に関する書類 前年分源泉徴収票・確定申告書等(父母) 写し

7. 応募の〆切

2020年11月11日(水) 必着

8. 奨学生の選考

- (1) 第一次選考：書類選考
- (2) 奨学生の内定は学長が決定し、本人に通知する。

9. 内定後の手続き

- (1) 本学へ出願しなかった場合は内定辞退届を提出すること。
- (2) 本学に合格しなかった場合は内定を取り消す。
- (3) 本学への入学を辞退した場合は内定を取り消す。
- (4) 本学へ入学時に進学届を提出すること。

10. 奨学生採用式

入学後に奨学生採用式を行うので、出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること(ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること)。

11. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

12. 日本学生支援機構を除く他の給与型奨学金との併給は不可とする。

1 3. 奨学金の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止することができる。
- (3) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

1 4. 奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

1 5. 奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

1 6. 奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 7. 報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学習報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1-W8-102

東京工業大学

学務部 学生支援課 経済支援グループ

TEL: 03-5734-3014 FAX: 03-5734-3675

E-MAIL: gak.kei@jim.titech.ac.jp